

## 第4節 保険者機能の強化への支援

介護保険制度では、地域住民に最も身近な行政主体である区市町村が「保険者」として制度の運営主体となり、保険料の賦課・徴収をはじめ、要介護認定の実施、介護給付費の支給などの様々な役割を担っています。平成18年4月の介護保険制度改正により、区市町村の保険者としての機能を強化する観点から、地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督が区市町村の業務となります。

都は、今後、区市町村が保険者としての機能をより効果的に果たしていくよう、地域密着型サービスの事業者指定や指導監督などに関する技術的支援を行っていきます。

### 【主な施策】

#### • 地域密着型サービスの指定・指導監督への技術的支援【新規】〔福祉保健局〕

事業者指定や指導検査に関するノウハウを区市町村に伝えるために、「事業者指定事務マニュアル」や「指導検査マニュアル」を作成します。

## 第5節 離島等への支援

離島や山間地域では、効率性や採算性の問題などから、都市部に比べて介護サービス事業者の参入が進みにくい現状があります。また、これらの地域では、都市部と比較して、より高齢化が進んでおり、負担と給付の両面で都市部との間に格差が生じています。

都は、これらの地域におけるサービス確保に向けた方策や、効率的な保険運営に向けた財政等の広域化の検討を行うなど、地域の特性に応じた介護サービスの提供を促進するとともに、介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に取り組んでいきます。

### ＜島しょ地域の高齢化率（平成17年1月現在）＞

（単位：%）

東京都全体	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村
17.9	27.4	23.6	31.2	23.9	37.0	16.4	28.2	14.5	10.1

資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成17年1月）

### 【主な施策】

#### • 離島等サービス確保対策検討委員会〔離島等における介護保険支援事業〕

#### 〔福祉保健局〕

島しょ地域は、在宅サービスの提供体制が不十分なことから、施設サービスに依存する傾向にあり、結果として給付費の増大と保険料の高額化を招いています。さらに、人口規模が小さいため、安定的な財政運営が困難な状況になっています。

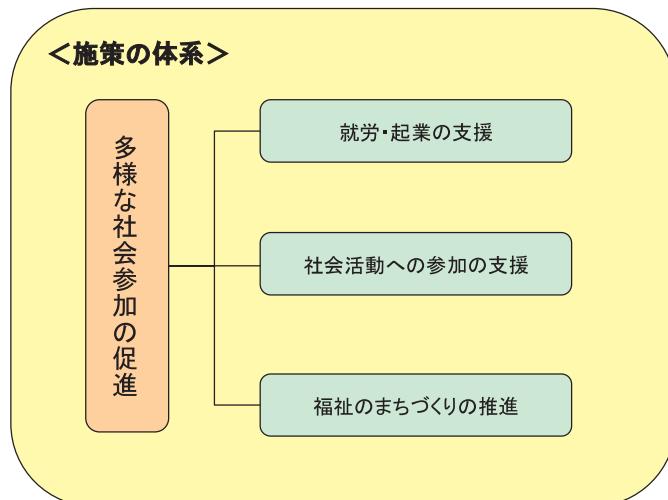
このような課題を解決するため、都では、関係町村と「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、財政等の広域化も視野に入れ、検討を進めています。

## 第5章 多様な社会参加の促進

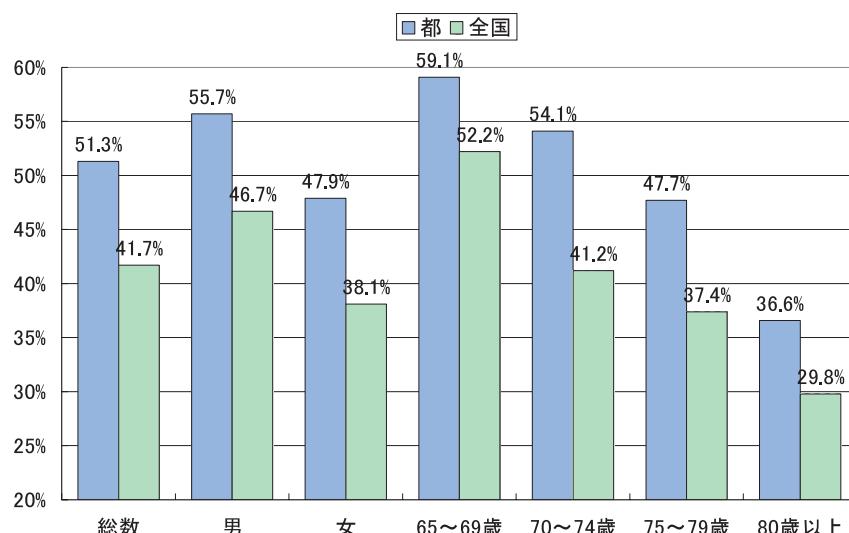
高齢者が、これまでの人生の中で蓄積してきた豊かな知識、技術、経験などを十分に活かし、就労・起業をしたり、地域や社会の諸活動に積極的に参加していくことは、高齢者自身の生きがいの増進や介護予防・健康維持につながるばかりでなく、今後の少子高齢社会における社会の諸活動や地域の重要な担い手として、東京の活力を維持していくことにつながるなど、大変に有意義なことです。

加えて、「団塊の世代」が定年退職期を迎えるなか、これからの中高齢者は、従来の地域的な人付き合いにとどまらず、共通の趣味や関心をきっかけにして地域を越えてつながりを広げていくなど、ライフスタイルやニーズが一層多様化していくことが見込まれます。

都は、全国に比べて外出率が高く活動的な東京の高齢者の、それぞれの価値観や能力に応じた多様な社会参加について、情報提供やきっかけづくりなどの支援を通じ、積極的に推進していきます。



＜ほぼ毎日外出する高齢者の割合＞



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査結果」（平成14年）  
東京都福祉局「高齢者の生活実態」（平成12年）

## 第1節 就労・起業の支援

退職期を迎えた高齢者が、これまでの人生の中で蓄積してきた知識、技術、経験などを活かして就労や起業をすることは、高齢期の所得保障、高齢者自身の生きがいの獲得とあわせ、次の世代への知識や技術の継承、さらには社会の活力の維持・向上の観点からも大変に有意義なことです。

都は、高齢者の多様なニーズに対応し、就労を希望する高齢者への職業紹介や、起業を志す高齢者への創業の場の提供などに取り組んでいきます。

### 1 就労の支援

都は、東京しごとセンターにおけるカウンセリングや職業紹介、セミナーや能力開発をはじめ、アクティブシニア就業支援センター事業、シルバー人材センター事業への支援を行うことなどにより、高年齢者等の就業を支援していきます。

#### 【主な施策】

##### ・ 東京しごとセンター事業（高齢者の雇用就業支援）〔産業労働局〕

あらゆる年齢層の方を対象に、一人ひとりの適性や状況を踏まえた雇用就業に関するワンストップサービスを提供します。また、おおむね55歳以上の高齢者に対しては、就業相談や能力開発（講習）などを実施します。

##### ・ はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブシニア就業支援事業）

##### 〔産業労働局〕

区市町村が公益法人等を活用して設置する「アクティブシニア就業支援センター」が、おおむね55歳以上の都民を対象に、就業相談、職業紹介を実施します。

また、地域における多様な就業についての情報を収集し、提供します。

##### ・ シルバー人材センター事業〔産業労働局〕

働く意欲のある、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、地域の公共施設の管理、家事・育児支援サービス、各種講習講師などの、知識・経験・能力を活かした臨時的かつ短期的、又は軽易な仕事を提供します。

##### ・ 高年齢者訓練〔産業労働局〕

おおむね50歳以上の求職者に対し、就職に向けて必要な知識・技能を学ぶための職業訓練を都立職業技術専門校で実施します。

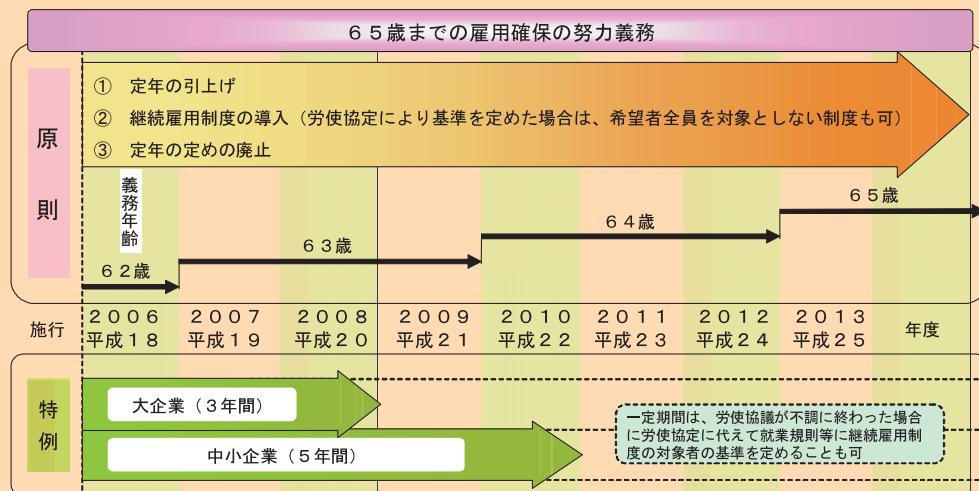
## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

少子高齢化の進行（労働力人口の減少）の中での高齢労働力の活用と、年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、社会保障制度の支え手の確保のために、平成16年に改正されました。

改正の主な内容は、

- ① 65歳までの雇用の確保（65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化）
  - ② 中高年齢者の再就職の促進（募集・採用における年齢制限時の理由提示の義務化）
  - ③ 多様な就業機会の確保（シルバー人材センターにおける労働者派遣事業の特例（届出））
- の3点です。

定年の引上げ、継続雇用制度の導入関係（平成18年4月1日から施行）



募集・採用時の年齢制限は正関係（平成16年12月1日から施行）

### 雇用対策法

#### 年齢制限は正の努力義務

大臣の定める指針（年齢指針）において、年齢制限が認められる場合（10項目）を列挙

### 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

#### 募集及び採用時についての理由の提示義務

労働者の募集及び採用について、やむを得ない理由により上限年齢（65歳未満のものに限る。）を定める場合には、求職者に対して、募集および採用の際に使用する書面又は磁気的記録（求人者が職業紹介事業者等を利用する場合に提出する求人申込書等を含む。）により、その理由を提示しなければならない。

#### 年齢指針

- 体力、視力等加齢に伴い機能が低下するものが採用後の勤務期間を通じ一定水準以上であることが不可欠な業務の場合
  - 技能・ノウハウ等の継承の観点から、労働力の年齢構成を維持・回復させる場合
  - 定年年齢との関係から雇用期間が短期に限定される場合
- などの10項目

資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

## 2 起業の支援

都は、高年齢者を含め、広く起業等を志す都民等へ、創業のための場の確保や人材の育成などの支援に取り組んでいきます。

### 【主な施策】

#### • TOKYO起業塾〔産業労働局〕

起業を目指す方に対し、創業時サポート、人材育成、交流の場の提供を行います。

#### • 創業支援センターの運営〔産業労働局〕

都民又は創業後1年未満の中小企業で、成長が期待される分野で創業を図ろうとする方に対し、都が保有する空き庁舎を活用し、インキュベータオフィス<sup>注</sup>として無料で提供します。

#### • 区部創業支援機能の運営〔産業労働局〕

都市型産業の新規創出や企業化を促進するため、東京の産業の先導役となることが期待される分野で創業を図る企業に対し、低廉な賃料で創業の場を提供します。

#### • 区市町村と連携した創業支援〔産業労働局〕

区市町村が主体となって実施する、空き庁舎等を活用した中小ベンチャー企業等の育成のための創業支援施設整備事業を支援します。

#### • 定年等就農者セミナー〔産業労働局〕

定年退職等を契機に、農業経営に取り組もうとする中高年農業者を対象に、実習を主体とする短期セミナーを実施します。

---

(注) インキュベータオフィス

都内に住所を有する方で、創業を図ろうとする方、又は創業後1年未満の中小企業者で、成長が期待される有望産業分野で創業を図ろうとする方を対象に、入居期間(2年。再審査のうえ1年延長可)を区切って貸与するオフィス。都は、墨田、神田、八王子の3か所に設置。